



賞与について

H27年 9月より厚生年金保険料率改定
H27年 10月支給分給与より変更
H27年 9月支給分賞与より変更



保険料率

賞与を千円単位 (1,000円未満切捨て)にして



標準賞与額とする	事業主	個人
※1 健康保険料は (101.1 / 1,000)	50.55 / 1,000	50.55 / 1,000
介護保険料は (15.8 / 1,000) (40才以上 65才未満)	7.9 / 1,000	7.9 / 1,000
※2 厚生年金保険料は (178.28 / 1,000)	89.14 / 1,000	89.14 / 1,000

保険料負担は労使折半
保険料の納入告知は、報酬に係る額と賞与に係る額の合計額が計算されます。

- ※1 賞与支給額の上限は、健康保険は 年間540万円 (毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)
- ※2 厚生年金保険と児童手当拠出金の場合は、支給額上限 1回(1ヶ月)につき150万円 となります。

◎雇用保険料は支給額に対し 5/1.000 を控除してください。(一般の事業)
建設の事業所様は 6/1.000 になります。

雇用保険料の計算は 1円単位までとします。(1,000円未満切捨てにしない)